

中央共励事業 民児協活動強化推進事業 実施要領

1. 目的

平成29（2017）年7月、民生委員制度は創設100周年という大きな節目を迎え、全民児連では、全国の民生委員・児童委員および民児協関係者がめざすべき今後の活動の方向性として、「民生委員制度創設100周年活動強化方策」を策定した。

本事業は、単位民児協もしくは市区町村民児協が、「民生委員制度創設100周年活動強化方策」が示す活動の重点に基づき、新たに実施する先駆的な取り組みに対して助成を行うことで、「民生委員制度創設100周年活動強化方策」を推進し、民児協活動を振興することを目的とする。

※制度創設110周年（2027年）の前年度（2026年）までを目途に実施。

2. 助成対象事業

「民生委員制度創設100周年活動強化方策」が示す3つの活動の重点から選択し、新たに実施する先駆的な取り組みを助成対象とする。

重点1 地域のつながり、地域の力を高めるために

例) *住民同士が支え合える仕組みの構築

*子ども食堂や学習支援など、子どもの貧困対策に向けた取り組み 等

重点2 ささまざまな課題を抱えた人びとを支えるために

例) *災害に備えた体制づくり

*社会的孤立相談の「入り口」を広げる仕組みづくり

*社会的孤立者への相談支援、居場所づくり 等

重点3 民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために

例) *専門的助言体制構築の取り組み

*複数委員によるチーム体制の構築 等

3. 助成事業の実施体制

- (1) 助成対象事業は、単位民児協もしくは市区町村民児協において実施する。
- (2) 都道府県・指定都市社協もしくは都道府県・指定都市民児協、又は都道府県・指定都市社協と同民児協による合議体（以下「県社協等」とする）は、助成対象事業の実施をとおして、管内の民児協の組織的な活動を振興するために、助成対象事業を共同して企画し実施する。
- (3) 市区町村民児協もしくは単位民児協は、住民にとって有用なものとなるよう、助成対象事業を実施する。

4. 助成金の交付

県社協等へ交付する。なお、市区町村民児協もしくは単位民児協に必要な経費については、県社協等から交付する。

5. 事業の実施期間

事業は2年間とする。

6. 助成額および助成か所数

- (1) 助成額 1か所あたり年20万円～40万円の範囲で審査により決定し、2年間助成。
- (2) 助成か所数 全国で毎年度5か所程度

7. 助成の申請

県社協等は、1年ごとに所定の様式により必要事項および必要書類を添えて全社協に申請する。

8. 助成の決定

- (1) 助成先については、全国民生委員互助共励事業運営要綱5に規定する専門委員会を設け、専門委員会において、申請書類に基づき審査・決定する。また、当該県社協等は、所定の様式により実施計画を全社協に提出する。
- (2) 審査は1年ごとに行う。

9. 対象経費

共励事業経理事務要領による。なお、本助成金は賃金および固定資産・パソコンの購入費を対象経費としない。

10. 事業の変更・中止・廃止の取り扱い

- (1) 事業の変更（経費配分含む）、中止または廃止しようとする場合には、いかなる場合も全社協会長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) 県社協会長等は、事業変更・中止・廃止の理由を別紙様式1により全社協会長宛てに提出する。全社協会長は変更内容等を確認のうえ、速やかに諾否を通知する。
- (3) 事業完了後、事業にかかる収入及び支出を明らかにした結果、助成金を当初計画のとおり使用できず残額が生じた場合は、別紙様式2により返還する。
- (4) 事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿ならびに証拠書類を事業完了後10年間保管しておく。

11. 事業報告

県社協会長等は所定の様式により、中間報告書、実施報告書および経理報告書を全社協に提出する。

1 2. 本助成事業の実施期間

令和2年度から令和8年度（令和7年度で新規申請の受付は終了する）

（備考）

1. 平成31年3月 互助共励事業運営委員会にて承認
2. 「9. 対象経費」に規定する「共励事業経理事務要領」は、「地方共励事業経理事務要領」の名称を改めたものである。
3. 令和2年8月 「10. 事業の変更・中止・廃止の取り扱い」を追加
4. 令和3年5月 「7. 助成の申請」「8. 助成の決定」「9. 対象経費」「11. 事業報告」「12. 本助成事業の実施期間」に要件を追加